

ご旅行条件書(受注型企画旅行)

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

1.受注型企画旅行契約

- (1)この旅行は、岐阜乗合自動車株式会社(岐阜県知事登録旅行業第2-388号。以下「当社」といいます。)がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が受けとができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施するものであり、旅行に参加されるお客様は当社と受注型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2)「国内旅行」とは、本邦内の旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- (3)旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほか旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金等旅行条件に関する企画の内容を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)および当社旅行業約款受注型企画旅行契約の部によります。
- (4)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2.旅行のお申込みおよび契約の成立時期

- (1)当社は、当社に受注型企画旅行契約の申込みをしようとするお客様からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面(以下「企画書面」といいます。)を交付します。
- (2)(1)の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金(以下「企画料金」といいます。)の金額を明示することができます。
- (3)当社がお客様に交付した企画の内容に関し契約を申し込もうとするお客様は、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、当社が別に定める金額の申込金を添えてお申し込みください。
- (4)お客様との旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込書と申込金を受領したときに成立するものとします。
- (5)当社は書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の時期は、当該書面を交付したときに成立します。
- (6)申込金は、旅行代金(その内訳として金額が明示された企画料金を含みます)、取消料、違約料の一部として取り扱います。
- (7)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負う事が予測される債務または義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3.お申し込み条件

- (1)お申し込み時点で未成年の方は、原則として親権者の方の同意書をご提出いただきます。
- (2)旅行開始時点で15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (3)特定旅客層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- (4)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)。あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- (5)前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、または書面でそれらを申し出してくださいことがあります。
- (6)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者または同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることができます。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、または旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

- (7)お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断または加療が

必要であると当社が判断した場合は、必要な処置をとることができます。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。

- (8)お客様のご都合による別行動は、原則としてできません。ただし、コースにより、別途条件によりお受けすることができます。
- (9)お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定日時等の連絡が必要です。
- (10)お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げると当社が判断する場合には、お申込みをお断りすることができます。
- (11)お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋その他の反社会的勢力であると認められるときには、お申込みをお断りすることができます。
- (12)お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行なったときには、お申込みをお断りすることができます。
- (13)お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行なったときには、お申込みをお断りすることができます。
- (14)その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることができます。
- (15)渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ:<http://www.forth.go.jp/>でもご確認ください。
- (16)渡航先(国または地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報がされている場合があります。お申込みの際に販売店より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、外務省「外務省海外安全ホームページ」:<http://www.anzen.mofa.go.jp>でもご確認ください。

- (17)旅行のお申し込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更または解除することができます。外務省「海外危険情報」が「レベル2:不要不急の渡航は止めて下さい。」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止する場合があります。その場合は旅行代金を全額返金します。ただし、当社が安全に対し適切な措置が取られると判断して、旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめられるときは、当社は所定の取消料をお支払いたります。
- (18)当社は、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この際、交替に要する手数料をお支払いいただく場合があります。
- (19)旅行契約上の地位の譲渡は当社が承諾し、(1)の手数料を当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することになります。

4.契約書面および確定書面(最終日程表)の交付

- (1)当社は、受注型企画旅行契約の成立後速やかに、契約書面をお客様にお渡しします。
- (2)契約書面を交付した場合において、当社が企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面に記載するところにあります。
- (3)確定した旅行日程、航空機の便名および宿泊ホテル名、集合場所および時刻等が記載された確定書面(最終日程表)を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。(原則として旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7~10日目にあたる日より前にお渡しするよう努力いたしますが、旅行開始日が年末年始、ゴールデンウィーク等の特定時期にあたるコースの一部では、旅行開始日の間際にお渡しすることができます。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします。)ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降に旅行の申し込みがなされた場合には、旅行開始日までにお渡しします。また、お渡し期日前であってもお問い合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。
- (4)確定書面を交付した場合には、当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面(最終日程表)に記載するところに特定されます。

5.旅行代金のお支払い

旅行代金の額は、契約書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払ください。

6.渡航手続

- (1)現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得はお客様の責任で行って下さい。また、日本国籍以外の方は、自国の領事館・渡航先の領事館・入国管理事務所にお問い合わせ下さい。旅券の残存有効期間、査証取得の要・不要についてはパンフレット等に明示します。
- (2)当社は、「旅行業約款渡航手続代行契約の部」の規定に基づき、別途、「渡航手続代行契約」を締結して、所定の料金をお支払いいただき、お客様より委託された渡航手続きの全部または一部を代行することができます。
- (3)当社は、当社の責に帰すべき事由によらず渡航書類の取得ができずまたは関係国への出入国が許可されなかつたとしても、その責任を負うものではありません。

7.旅行契約内容の変更

- (1)お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することができます。
- (2)当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によら

ない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係をご説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することができます。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

8.旅行代金の額の変更

- (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知します。
- (2)旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (3)第7項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備が不足したこと(いわゆるオーバーブッキング等)による変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (4)当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面等に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

9.お客様の交替

- (1)お客様は、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この際、交替に要する手数料をお支払いいただく場合があります。
- (2)旅行契約上の地位の譲渡は当社が承諾し、(1)の手数料を当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することになります。

10.お客様の解除権-旅行開始前

- (1)お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社の営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申し込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。
- (2)当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に受受している旅行代金(または申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(3)により旅行契約が解除されたときは、既に受受している旅行代金(または申込金)の全額を払い戻します。

二. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日前から4日前まで	旅行代金の80%
ホ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日前以降に解除、または無連絡不参加・旅行開始後	旅行代金の全額

c. 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する受注型企画旅行契約
当該船舶に係る取消料の規定によります。

- (2)旅行契約成立後に、お客様のご都合によりコースまたは出発日を変更された場合は、取り消し後に再予約を行うこととなり、上記の取消料の対象となります。

- (3)次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。

(ア)契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第2項の表左欄に掲げるもののその他の重要なものであるときに限ります。

(イ)第8項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

(ウ)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる可能性が極めて大きいとき。

(エ)当社がお客様に対し、第4項に定める期日までに確定書面(最終日程表)を交付しなかったとき。

(オ)当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

(4)当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に受受している旅行代金(または申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(3)により旅行契約が解除されたときは、既に受受している旅行代金(または申込金)の全額を払い戻します。

11.お客様の解除権-旅行開始後

- (1)旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除または一時離脱をした場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

- (2)お客様の責に帰すべき事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスの提供に係る部分から取消料、違約料、その他のすでに支払いまたはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

12.当社の解除権-旅行開始前

- (1)お客様が第5項に定める期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第10項に定める取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

- (2)当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。

(ア)お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行の継続に耐えられないとき。

(イ)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が認めるとき。

(ウ)お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

(エ)スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、またはそのそれが極めて大きいとき。

(オ)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるそれが極めて大きいとき。

(カ)お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。

(キ)お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行なったとき。

(ク)お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行なったとき。

(3)当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に受受している旅行代金(または申込金)から違約料を差し引いて払い戻します。(2)により旅行契約を解除したときは、既に受受している旅行代金(または申込金)の全額を払い戻します。

13.当社の解除権-旅行開始後

- (1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。

(ア)お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

(イ)お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者によ

る当社の指示への違背、これらの者または同行する他の旅行者に対する暴力または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

(ウ) お客様が暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。

(エ) お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行なったとき。

(オ) お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行なったとき。

(カ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

(2)解除の効果および払い戻し

(ア) (1)により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有效地に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。

(イ) 当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

14. 旅行代金の払い戻し

(1)当社は、第8項、第10項および第11項(2)、第12項および第13項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

(2) (1)の規定は第18項または第22項で規定するところにより、お客様または当社の損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

15. 契約解除後の帰路手配

当社は、第13項(1)(ア)または(カ)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様が当該旅行の出発地、解散地等に戻るための必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担とします。

16. 旅程管理と添乗員等

(1)当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努力します。ただし、お客様と当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

(ア) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講ずること。

(イ) 前号の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替旅行サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

(2)当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講じることができます。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

(3) (1)の業務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員または現地において当社が手配を代行せるもの（以下「手配代行者」といいます）が行います。

(4)添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社（現地係員または手配代行者等を含みます）の連絡先を確定書面（最終日程表）に明示します。

(5)添乗員の同行の有無は契約書面に明示します。

(6)添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

17. 当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、受注型企画旅行参加者として行動していただくときは、自由行動時間中を除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当社（添乗員、現地係員または手配代行者等を含みます。）の指示に従っていただきます。指示に従わず団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であってもそのお客様の事後の旅行契約を解除することができます。

18. 当社の責任

(1)当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠

償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

(2)お客様が、以下に例示するような当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して（1）の責任を負いません。ただし、当社または手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。

(ア) 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

(イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

(ウ) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

(エ) 自由行動中の事故

(オ) 食中毒

(カ) 盗難

(キ) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

19. 特別補償

(1)当社は、当社が実施する受注型企画旅行に参加するお客様が、その受注型企画旅行中に急激かつ偶然な外來の事故によって身体に傷害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、通院見舞金および入院見舞金を支払います。補償金等の額は、通院見舞金として通院日数により海外旅行2万円～10万円、国内旅行1万円～5万円、入院見舞金として入院日数により海外旅行4万円～40万円、国内旅行2万円～20万円、死亡補償金として、海外旅行2,500万円、国内旅行1,500万円、また、所有の身の回り品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。携帯品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の1個または1対については、10万円を限度とします。現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他「特別補償規程」第18条2項に定める品目については補償いたしません。

(2)お客様が受注型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、お客様の過失による法令に違反する行為、無免許もしくは酒酔い運転、疾病等のほか、受注型企画旅行の日程に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の別紙「特別補償規程」第3条、4条および第5条に該当する場合は、当社は（1）の補償金および見舞金を支払いません。ただし、当該運動が受注型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(3)日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、受注型企画旅行参加中とはいたしません。

(4) (1)の損害については、第18項(1)の規定に基づく責任を負うときは、(1)による補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部（または全部）に充当します。

(5)当社が本項(1)による補償金支払義務と第18項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

20. オプショナルツアー及び情報提供

(1)オプショナルツアーの旅行企画・実施者が当社以外の現地法人などである旨を企画書面等に明示した場合には、当社の募集型企画旅行ではありません。

(ア) お申込みは原則として現地となり、お支払いも現地となります。（一部日本でお申込み、お支払いのできるものもあります。）

(イ) 契約は現地の法令または慣習に基づいて現地旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。

(ウ) 契約の成立は現地旅行会社等が承諾したときに成立します。

(エ) 契約成立後の解除、取消料については、お申込みの際、現地旅行会社等にご確認ください。

(オ) 現地旅行会社等が実施するオプショナルツアーは旅程保証の対象とはなりません。

(2)当社は、オプショナルツアー参加中のお客様に発生した第19項で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金または見舞金を支払います。

(3)当社は、企画書面等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載することができます。この場合は、当該可能なスポーツに参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は、第19項の特別補償規定は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

21. 旅程保証

(1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払い対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更が次の（ア）(イ)(ウ)(エ)に該当する場合は、変更補償金を支払いません。

(ア) 契約内容の重要な変更が生じた原因が以下によるものであることが明白な場合（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと（いわゆるオーバーブッキング等）による場合は除きます）。

a. 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変

b. 戰乱 c. 暴動 d. 官公署の命令

e. 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

f. 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供

g. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のための必要な措置

(イ) 第18項の規定に基づく当社の責任が明らかであるとき。

(ウ) 第10項、第11項、第12項、第13項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であるとき。

(エ) 契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができたとき。

(2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、旅行者1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

(3)当社は、お客様が同意された場合に限り、金額による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品または旅行サービスの提供により補償を行なうことがあります。

(4)当社が(1)の変更補償金を支払った後に、第18項の規定に基づく当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
旅行開始前	旅行開始後	
1. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2. 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設（レストランを含む）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
3. 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級および設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限る。）	1.0%	2.0%
4. 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0%	2.0%
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称変更	1.0%	2.0%
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%

①「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

②確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間または確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

③第3号または第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

④第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

⑤第4号または第6号若しくは第7号に掲げる変更が1乗車船等または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等または1泊につき1件として取り扱います。

※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく表記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

※この条件説明書・契約書面に定めのない事項は、当社旅行業約款によります。旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

旅行企画・実施：一般社団法人 日本旅行業協会正会員
岐阜県知事登録旅行業第2-388号
岐阜県岐阜市九重町4丁目20番地
岐阜乗合自動車株式会社

23. 通信契約

(1)当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けること」（以下「通信契約」といいます）を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申し込みを受ける場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けきれない場合もあります。（所定の伝票に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。）

(2)通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の受注型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご案内します。

(ア) 通信契約の申し込みに際し、会員は申し込みしようとする「受注型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

(イ) 通信契約による旅行契約は、電話による申し込みの場合は当社が承諾したときに成立し、それ以外の通信手段による申し込みの場合、承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

(ウ) 通信契約での「カード利用日」は、会員および当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払戻債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申し出のあった日となります。